

議長／それでは前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．第43号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第43号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第43号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2．第44号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第44号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第 44 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 45 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

20 番 江原議員

江原議員／第 45 号議案 専決処分の承認について武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を申し上げます。

簡潔明瞭です。

これ以上の最高限度額の引き上げに反対であります。

来年に、当初国におきましても厚生省におきましても、諮問されたのは 97 万。

国民世論の声を反映してでしょうか、1 万円下がって 96 万円。

振り返れば武雄市が合併したときから、1.5 倍であります。

この国民健康保険制度が、皆保険制度が充実する際にも、全国知事会が主張する 1 兆円負担を国に要望することで、こうしたさらなるうなぎ上りを食いとめるべきではないでしょうか。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第 45 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

> 起立多数

起立多数であります。

よって、第 45 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4. 第 46 号議案 武雄市森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 第47号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第48号議案 武雄市水道事業の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第48号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 第49号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第49号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 第50号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第50号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 51 号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 52 号議案 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更についてを議題といたします。

第 52 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 53 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

第 53 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 54 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお付託区分についてはお手元に配布の区分表のとおりでございます。

日程第 13. 報告第 5 号 平成 30 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 14. 報告第 6 号 平成 30 年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 15. 報告第 7 号 平成 30 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 16. 報告第 8 号 平成 30 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 17. 報告第 9 号 平成 30 年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 18. 報告第 10 号 平成 30 年度武雄市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 19. 報告第 11 号 平成 30 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 20. 報告第 12 号 平成 30 年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 21. 報告第 13 号 平成 30 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 22. 報告第 14 号 平成 30 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 23. 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。



どうもお疲れさまでした。